

平成26年6月11日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

別紙のとおり

3 募集の期間（約1ヶ月間）

平成26年6月16日（月）午前 9時30分から

平成26年7月31日（木）午後 6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期日

平成26年6月23日（月）から平成26年7月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス

※FAX

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成26年7月31日（木）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話

E-mail

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成26年7月31日までに定年に達する職員
- （4）平成26年6月16日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年6月16日から平成26年7月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会に勤務するもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成26年7月31日に50歳以上のもの	25人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年7月31日に45歳以上※のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年7月31日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年7月31日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年7月31日に50歳以上のもの		
	国立感染症研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年7月31日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年7月31日に45歳以上※のもの		
	国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成26年7月31日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成26年7月31日に50歳以上のもの		
	各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち、本省籍のもの(雇用均等系統においては、一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表(一)の適用を受ける5級以上のもの)で、平成26年7月31日に50歳以上のもの		

平成26年8月15日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

- 1 募集の対象
別紙のとおり
- 2 募集人数
別紙のとおり
- 3 募集の期間（約2ヶ月間）
平成26年8月25日（月）午前9時30分から
平成26年10月17日（金）午後6時15分まで
※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する
- 4 退職すべき期日
平成26年8月31日（日）から平成26年10月17日（金）まで
※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る
- 5 応募の手続
 - ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス

※FAX

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成26年10月17日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話

E-mail

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成26年10月17日までに定年に達する職員
- （4）平成26年8月25日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年8月25日から平成26年10月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会に勤務するもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成26年10月17日に50歳以上のもの	13人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年10月17日に45歳以上※のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年10月17日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年10月17日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年10月17日に50歳以上のもの		
	国立感染症研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年10月17日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成26年10月17日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成26年10月17日に50歳以上のもの		
	各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち本省籍(雇用均等システムを含む。)のもので、平成26年10月17日に50歳以上のもの		

平成 26 年 11 月 17 日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

別紙のとおり

3 募集の期間（約 1 ヶ月半）

平成 26 年 11 月 25 日（火）午前 9 時 30 分から

平成 27 年 1 月 9 日（金）午後 6 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成 26 年 12 月 1 日（月）から平成 27 年 1 月 9 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の紙面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス

※FAX

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成27年1月9日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年1月9日までに定年に達する職員
- （4）平成26年11月25日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年11月25日から平成27年1月9日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会に勤務するもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成27年1月9日に50歳以上のもの	7人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成27年1月9日に45歳以上※のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成27年1月9日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成27年1月9日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成27年1月9日に50歳以上のもの		
	国立感染症研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成27年1月9日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成27年1月9日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成27年1月9日に50歳以上のもの		
	各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち本省籍(雇用均等システムを含む。)のもので、平成27年1月9日に50歳以上のもの		

平成27年1月20日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

別紙のとおり

3 募集の期間（約2ヶ月）

平成27年2月2日（月）午前9時30分から

平成27年3月31日（火）午後6時15分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成27年3月1日（日）から平成27年3月31日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス

※FAX

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成27年3月31日（火）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年3月31日までに定年に達する職員
- （4）平成27年2月2日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年3月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会に勤務するもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成27年3月31日に50歳以上のもの	35人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成27年3月31日に45歳以上※のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成27年3月31日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成27年3月31日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成27年3月31日に50歳以上のもの		
	国立感染症研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成27年3月31日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち平成27年3月31日に45歳以上※のもの		
	国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用をうける職員以外のもので、平成27年3月31日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用をうける職員以外のもので、平成27年3月31日に50歳以上のもの		
	各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち本省籍(雇用均等系を含む。)のもので、平成27年3月31日に50歳以上のもの		

平成26年8月4日

都道府県労働局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、都道府県労働局において、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

任命権者に関わらず、都道府県労働局に勤務する地方籍の職員のうち、労働基準システム及び職業安定システムのもので、平成27年3月31日に50歳以上のもの

2 募集人数

全国で20人程度

3 募集の期間

平成26年8月11日（月）午前8時30分から

平成26年9月10日（水）午後5時15分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

平成26年9月30日（火）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス（厚生労働省大臣官房地方課）あてに電子メールにて提出する。

大臣官房地方課は、提出された「応募申請書」を応募者が所属する労働局に速やかに転送する（下記③の「応募取下げ申請書」についても同様）。

○提出先アドレス

- ② 選定後、厚生労働大臣により任命されたものについては厚生労働省から、都道府県労働局長により任命されたものについては所属する労働局から、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成26年9月30日（火）までに通知する予定。

※不認定になる場合は、（注2）のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

都道府県労働局総務部総務課（相談先は局ごとに周知する。）

※制度についての照会は以下でも受け付ける。

厚生労働省大臣官房地方課人事・給与第一係

電話

E-mail

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成26年9月30日までに定年に達する職員
- （4）平成26年8月11日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年8月11日から平成26年9月10日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

平成26年12月3日
厚生労働大臣
都道府県労働局長

都道府県労働局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、都道府県労働局において、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

任命権者に関わらず、都道府県労働局に勤務する地方籍の職員のうち、労働基準系統及び職業安定系統のもので、平成27年3月31日に50歳以上のもの

2 募集人数

全国で70人

3 募集の期間（約2週間）

平成26年12月10日（水）午前8時30分から

平成26年12月24日（水）午後5時15分まで

※応募受付人数の上限（80人）に達した場合、当該日付の午後5時15分をもって受付を締め切る。その場合は、直ちに周知する。また、応募都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

平成27年2月28日（土）から平成27年3月31日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、勤務している労働局の応募先に電子メールにて提出する（別紙のとおり）。

応募があった労働局は、提出された「応募申請書」を大臣官房地方課に速やかに転送する（下記③の「応募取下げ申請書」についても同様）。

② 選定後、厚生労働大臣により任命されたものについては厚生労働省から、都道府県

労働局長により任命されたものについては所属する労働局から、認定又は不認定の通知書を交付する。

※退職すべき期日の1ヶ月前までに通知する予定。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

都道府県労働局総務部総務課(別紙のとおり。)

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員

(4) 平成26年12月10日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年12月10日から平成26年12月24日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合は、次の方法により当該応募者について認定をする。

① 募集人数を限度として、生年月日の早い者から順番で認定する。

② 生年月日が同じである者があるため①の方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、受付が早い者から順次に認定をする。

なお、予算の執行状況により、認定をする者の人数が募集人数を上回ることがある。認定をする者の数が募集人数を上回る場合は、①及び②の方法に従い、認定をする。

早期退職募集に係る応募先及び相談先一覧

局名	応募先(メールアドレス)			相談先			
	①(総務課長)	②(人事計画官)	③(総務課長補佐)	電話番号	総務課長	人事計画官	総務課長補佐
01 北海道							
02 青森							
03 岩手							
04 宮城							
05 秋田							
06 山形							
07 福島							
08 茨城							
09 栃木							
10 群馬							
11 埼玉							
12 千葉							
13 東京							
14 神奈川							
15 新潟							
16 富山							
17 石川							
18 福井							
19 山梨							
20 長野							
21 岐阜							
22 静岡							
23 愛知							
24 三重							
25 滋賀							
26 京都							
27 大阪							
28 兵庫							
29 奈良							
30 和歌山							
31 鳥取							
32 島根							
33 岡山							
34 広島							
35 山口							
36 徳島							
37 香川							
38 愛媛							
39 高知							
40 福岡							
41 佐賀							
42 長崎							
43 熊本							
44 大分							
45 宮崎							
46 鹿児島							
47 沖縄							

※応募先が、複数登録されている場合は、全ての宛先に送信すること。

平成 26 年 12 月 12 日
北海道厚生局長

北海道厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

1 人

- ※応募受付人数の上限を 3 人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること）
- ※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

3 募集の期間（約 1 ヶ月半）

平成 26 年 12 月 17 日（水）午前 8 時 30 分から

平成 27 年 1 月 30 日（金）午後 1 時まで

- ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期日

平成 27 年 3 月 1 日（日）から平成 27 年 3 月 31 日（火）

- ※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

（北海道厚生局

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成27年2月13日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

北海道厚生局

電話：

E-mail：

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年3月31日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
- （4）平成26年12月17日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月17日から平成27年1月30日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施 権者	区分	募集の対象	備考
北海道 厚生局 長	北海道厚生局に勤務するもの のうち北海道厚生局長に より任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の 給与に関する法律の医療職俸給表 (一)の適用を受ける職員以外のもの で平成27年3月31日に45歳以 上のもの	

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について**1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法**

- ① 募集人数は1人、応募受付人数の上限は3人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 4番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口にお問い合わせのこと。

平成 27 年 1 月 20 日
関 東 信 越 厚 生 局 長

関東信越厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

2 人

※応募受付人数の上限を 4 人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。

その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること）

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

3 募集の期間（約 3 週間）

平成 27 年 1 月 20 日（火）午前 9 時 30 分から

平成 27 年 2 月 13 日（金）午後 1 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成 27 年 3 月 13 日（金）～平成 27 年 3 月 31 日（火）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： [REDACTED]

選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 平成27年2月27日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり

- ② 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

関東信越厚生局 [REDACTED]

電話： [REDACTED]

E-mail： [REDACTED]

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年3月31日までに定年に達する職員
- （4）平成27年1月20日において懲戒処分（ただし、（スペース削除）故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年1月20日から平成27年2月13日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は2人、応募受付人数の上限は4人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 5番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が2人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

(別紙)

実施 権者	区分	募集の対象	備考
関東信 越厚生 局長	関東信越厚生局に勤務するもの のうち関東信越厚生局長に より任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与 に関する法律の医療職俸給表（一）の適 用を受ける職員以外のもので平成27年 3月31日に45歳以上のもの	

平成26年11月28日
東海北陸厚生局長

東海北陸厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象	備考
東海北陸 厚生局長	東海北陸厚生局に勤務するもののうち東海北陸厚生局長により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、平成27年3月31日に45歳以上のもの	

※ 上記の他に応募できないものは、(注1)のとおり

2 募集人数

3人

※ 応募受付人数の上限を5人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について）を参照すること）

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

3 募集の期間（約2ヶ月）

平成26年12月 1日（月）午前 9時30分から

平成27年 1月30日（金）午後 1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期日

平成27年3月1日（日）から平成27年3月31日（火）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手續

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
○提出先アドレス： ██████████
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 平成27年2月12日(木)までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先(問合せ窓口)

東海北陸厚生局 ██████████
電話： ██████████
E-mail： ██████████

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日(退職すべき期日)までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月1日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年12月1日から平成27年1月30日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

① 募集人数は3人、応募受付人数の上限は5人とする。

※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。

② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

③ 6番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が6人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 平成27年2月13日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

近畿厚生局

電話：

E-mail：

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年3月31日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
- （4）平成26年12月8日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月8日から平成27年1月30日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は1人、応募受付人数の上限は3人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 4番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	備考
近畿厚生局長	近畿厚生局に勤務するもののうち近畿厚生局長により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成27年3月31日に45歳以上のもの	

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日
九 州 厚 生 局 長

九州厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

1 人

- ※応募受付人数の上限を 3 人とし、応募受付人数に達した段階で受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について）を参照すること）
- ※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

3 募集の期間（約 2 ヶ月）

平成 2 6 年 1 2 月 1 日（月）午前 9 時 3 0 分から
平成 2 7 年 1 月 3 0 日（金）午後 1 時まで

- ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期日

平成 2 7 年 3 月 1 日（日）から平成 2 7 年 3 月 3 1 日（火）

- ※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：



- [REDACTED]
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成27年2月13日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
 - ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

九州厚生局 [REDACTED]

電話： [REDACTED]

E-mail： [REDACTED]

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年3月31日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
- （4）平成26年12月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月1日から平成27年1月30日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について**1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法**

- ① 募集人数は1人、応募受付人数の上限は3人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 4番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	備考
九州厚生局長	九州厚生局に勤務するもののうち九州厚生局長により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成27年3月31日に45歳以上のもの	

平成 2 6 年 6 月 1 9 日
国立保健医療科学院長

国立保健医療科学院早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

国立保健医療科学院に勤務するもののうち、国立保健医療科学院長により任命されたもので、平成 2 6 年 7 月 3 1 日（退職すべき期間の末日）に 4 5 歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において定年前 1 5 年内の年齢以上であること

2 募集人数

1 名

3 募集の期間（約 1 ヶ月間）

平成 2 6 年 6 月 1 9 日（木）午前 9 時 0 0 分から

平成 2 6 年 7 月 1 7 日（木）午後 6 時 0 0 分まで

※都合により集合の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期日

平成 2 6 年 6 月 2 3 日（月）から平成 2 6 年 7 月 3 1 日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス

※FAX

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成26年7月25日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

国立保健医療科学院総務部総務課人事係

電話

E-mail

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成26年7月31日までに定年に達する職員
- （4）平成26年6月19日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年6月19日から平成26年7月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

平成 27 年 1 月 29 日
国立医薬品食品衛生研究所長

国立医薬品食品衛生研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち国立医薬品食品衛生研究所長により任命されたもので平成 27 年 3 月 31 日に 45 歳以上※のもの
※ただし退職すべき期間の末日において定年前 15 年内の年齢以上であること

2 募集人数

2 名

3 募集の期間（約 2 ヶ月）

平成 27 年 2 月 2 日（月）午前 9 時 15 分から

平成 27 年 3 月 31 日（火）午後 6 時 00 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期日

平成 27 年 3 月 1 日（日）から平成 27 年 3 月 31 日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の紙面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス

○担当窓口：国立医薬品食品衛生研究所総務部総務課人事係
電話

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成27年3月31日（火）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年3月31日までに定年に達する職員
- （4）平成27年2月2日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年3月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

平成26年6月16日
国立感染症研究所長

国立感染症研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

平成26年7月31日（退職すべき期間の末日）に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること

2 募集人数

2名

3 募集の期間（約1ヶ月間）

平成26年6月16日（月）午前9時00分から

平成26年7月18日（金）午後6時00分まで

※都合により集合の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期日

平成26年6月23日（月）から平成26年7月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス

※FAX

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成26年7月25日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

国立感染症研究所総務部総務課人事係

電話

E-mail

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成26年7月31日までに定年に達する職員
- （4）平成26年6月16日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年6月16日から平成26年7月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

平成26年8月22日
国立感染症研究所長

国立感染症研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

平成26年10月17日（退職すべき期間の末日）に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること

2 募集人数

3名

3 募集の期間（約1ヶ月半）

平成26年 8月25日（月）午前9時00分から

平成26年10月10日（金）午後6時00分まで

※都合により集合の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期日

平成26年8月31日（日）から平成26年10月17日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス

※FAX

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成26年10月17日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

国立感染症研究所総務部総務課人事係

電話

E-mail

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成26年10月17日までに定年に達する職員
- （4）平成26年8月25日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年8月25日から平成26年10月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

平成27年2月2日
国立感染症研究所長

国立感染症研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

平成27年3月31日（退職すべき期間の末日）に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること

2 募集人数

3名

3 募集の期間（約2ヶ月）

平成27年2月2日（月）午前9時00分から

平成27年3月17日（火）午後6時00分まで

※都合により集合の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期日

平成27年3月1日（日）から平成27年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の紙面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス

※FAX

○担当窓口：国立感染症研究所総務部総務課人事係
電話

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成27年3月24日（火）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年3月31日までに定年に達する職員
- （4）平成27年2月2日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成27年2月2日から平成27年3月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

平成26年12月2日
国立障害者リハビリテーションセンター総長

国立障害者リハビリテーションセンター早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

別紙のとおり

3 募集の期間（約2ヶ月間）

平成26年12月10日（水）午前 8時30分から

平成27年 1月30日（金）午後 5時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

平成26年12月31日（水）から平成27年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス

※FAX

○担当窓口：管理部総務課人事係

電話

- ② 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 平成27年2月13日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）平成27年3月31日までに定年に達する職員
- （4）平成26年12月10日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月10日から平成27年1月30日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
国立障害者リハビリテーションセンター総長	国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するもののうち国立障害者リハビリテーションセンター総長により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、平成27年3月31日に45歳以上※のもの	8人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること